

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領

平成 19 年 4 月 6 日
国立大学法人評価委員会決定

一部改正：平成20年3月13日

1 中期目標期間の業務の実績に係る評価についての検討の前提

(1) 国立大学法人評価制度について

国立大学法人制度は、大学等の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とするものである。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に基づき、大学等の基本的本質を踏まえて自主的に運営を行うものである。

国立大学法人評価は、このような大学等の教育研究の特性に配慮して、毎事業年度及び中期目標期間における業務実績について、事後的に評価を行うものである。

具体的には、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、各法人の自己点検・評価に基づき、教育研究の状況や業務運営・財務内容の状況等について、各法人の中期目標の達成状況等の調査・分析を行い、法人の業務実績全体について総合的に行うこととなる。

したがって、国立大学法人評価は、教育研究の特性や法人運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資するとともに、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものでなければならない。その際、評価を通じて、教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり、法人運営の活性化等を目指した法人の取組を積極的に支援することにより、評価が、長期的な視点から法人の発展に資するものとなることが重要である。

中期目標期間の業務の実績に係る評価においては、各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものと

なるよう留意する。また、評価結果を次期中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させることができるものとなるよう留意する。

なお、国立大学法人評価は、上記の趣旨から、法人の個性、特色等を踏まえて行うものであり、一律の相対評価は馴染まないことに留意する。

(2) 評価の視点等

国立大学法人評価においては、国立大学等の基本的使命に十分配慮しつつ、法人化を契機としていかに各法人の改革と新生が図られたかという視点が重要である。具体的には、①個性豊かな大学、国際的にも存在感ある大学等を目指して教育研究活動等が積極的に展開されていること、②学長・機構長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営が実現されていること、③国民や社会に対する説明責任を重視した、社会に開かれた運営が行われていること等を積極的に評価するものとする。

教育研究の評価については、その特性に配慮して、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に評価の実施を要請し、その結果を尊重することとされているが、教育の質的な向上を図るとともに、教育の受け手である学生の立場に立った教育機能の強化という視点を重視する。また、研究面の評価においては、学術的な視点とともに、社会、経済、文化への貢献という視点も重視する。

業務運営・財務内容等の評価においては、①法人内の資源配分を戦略的に見直し、機動的に決定・実行しているか、②法人内コンセンサスの確保に留意しつつも、全学的・全機構的な視点による本部の主導による意思決定の仕組みを確立しているか、という視点や、法人運営全般にわたって、ルールの明確化、透明性の確保や社会への積極的な情報提供の視点を重視する。

2 中期目標期間の業務の実績に係る評価の基本方針

(1) 評価の実施時期

中期目標期間の業務の実績に係る評価は、教育研究等の質の向上や業務運営・財務内容に関する事項等について、各法人の中期目標の達成状況に基づいた評価を行うものである。

一方で、評価結果を各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとするとともに、次期中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させることができるようにするためには、中期目標期間の終了に先立ち、平成21年度の早い時期に暫定的な評価結果を明らかにすることが必要である。

このため、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条により準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「準用通則法」という。）第34条に基づく「中期目標に係る業務の実績に関する評価」の基本をなすものとして、平成16年度から19年度までの4年間の業務の実績について評価を実施する。

評価は、4年経過時における中期目標の達成状況に基づいて行うが、年次進行を伴うプロジェクト型の事業等、中期目標・中期計画の項目の性質に応じて適当な場合には、中期目標期間の最終年度（平成21年度）までに中期目標を達成できるかという点も踏まえて実施する。

なお、最終年度までの事業の推移を踏まえ、中期目標期間終了後に評価結果を確定させるが、作業の重複をできるだけ避けるよう配慮し、主として、中期目標の達成状況について評価結果を変更する必要性の確認を基本とし、(2)の教育研究の状況の評価において、主要な教育研究組織毎の現況の分析は、これに必要な場合に限り行うものとする。具体的な評価の手続き等については、引き続き検討を行う。

(2) 教育研究の状況の評価

中期目標期間における教育研究の状況の評価については、準用通則法第34条に基づき、評価委員会は、評価に関する専門的な知見や経験を有する機構に対して専門的な観点からの評価の実施を要請し、その結果を尊重することとされている。

教育研究の状況の評価においては、主要な教育研究組織毎に教育研究の水

準や質の向上度を明らかにすることが、中期目標の達成状況を適切に判断するために必要であるとともに、各法人の個性を伸ばし質を高める観点から、各法人が自主的に行う組織及び業務全般にわたる検討や次期中期目標・中期計画に関する検討に、評価結果を反映させるためにも必要である。

したがって、機構は、法人の中期計画の実施状況に加えて、主要な教育研究組織毎の現況について調査・分析を行い、これらの結果を勘案して、法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価する。

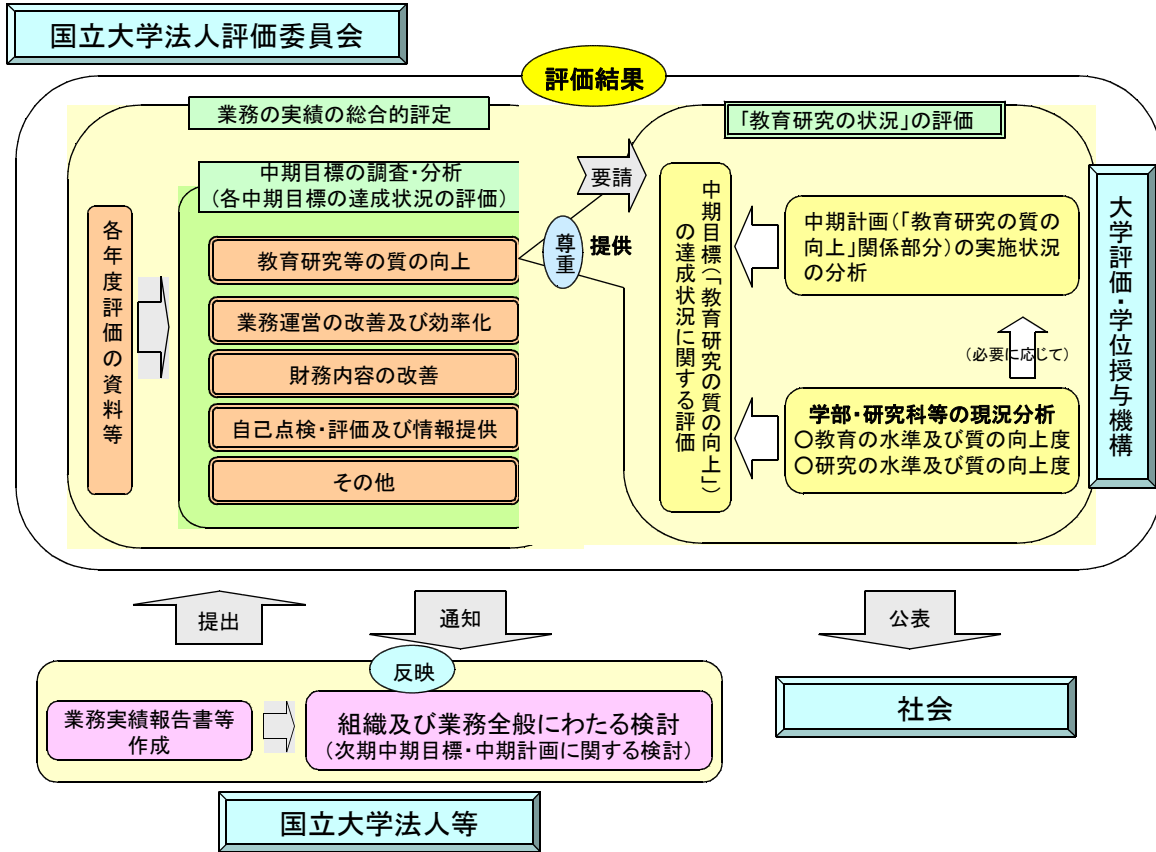
(3) 評価委員会が行う評価

評価委員会は、各年度の年度評価の結果を参照しつつ、教育研究の状況については機構の評価結果を尊重し、中期目標期間の業務の実績の全体について総合的に評価を行う。

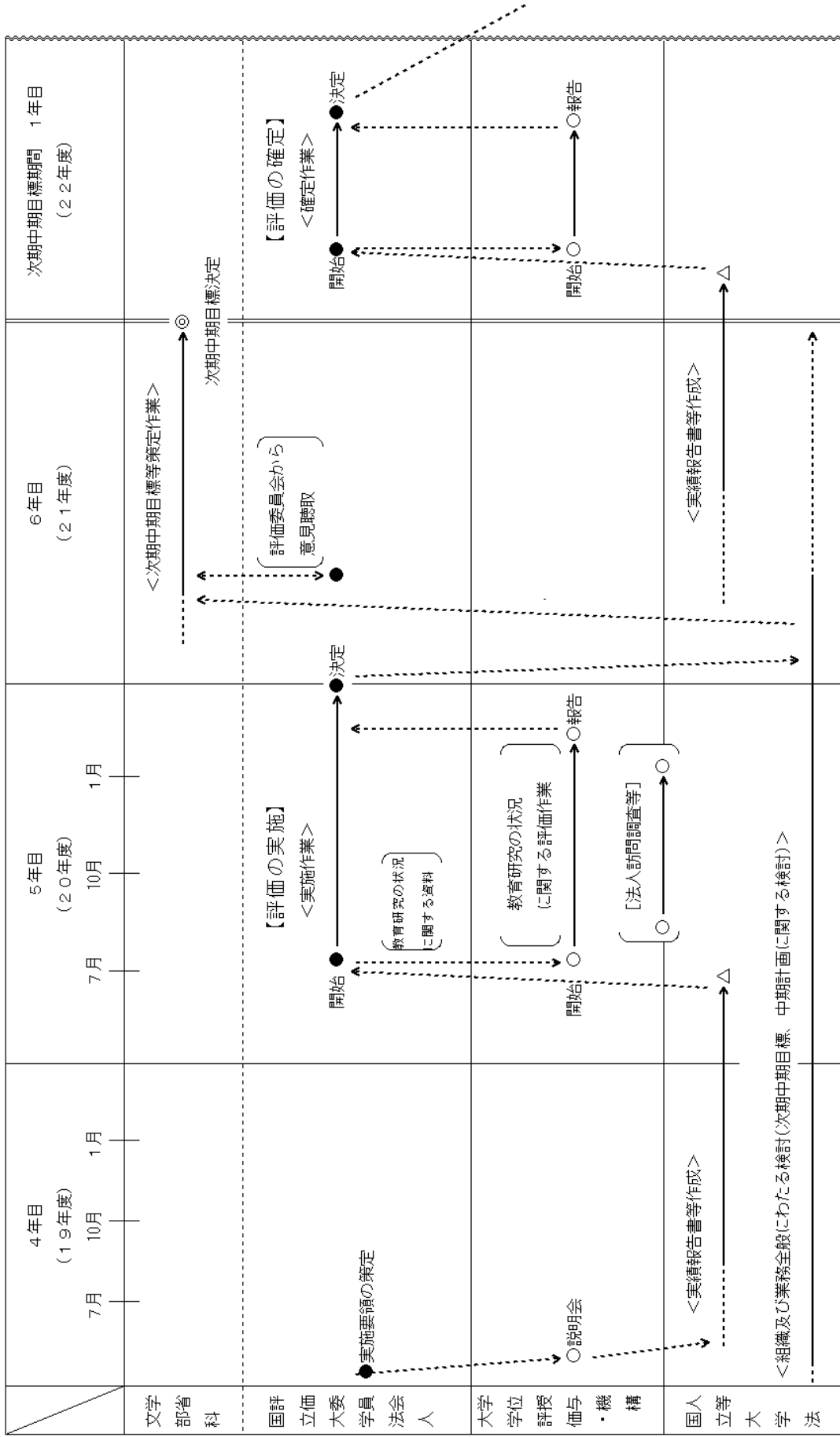
業務運営、財務内容等の評価は、法人毎の中期目標の具体的な達成状況に基づいた評価を行うものであるが、評価の客観性等の観点から、法人が取り組む必要のある最小限の共通事項として、**別添1**に示す事項に関する取組やそれが機能しているかどうかについても、年度評価と同様に、評価において取り上げる観点とする。当該共通事項に関する観点については、各観点の性格に応じて、最終年度の状況について、または、各年度の状況も踏まえて評価する。

なお、共通の観点に係る「指標例」は、各観点についてどのような取組が評価において取り上げられるかの例を示したものであって、一律の基準ではなく、具体的取組については各法人の主体的な判断により行われるべきものであることに特に留意する。

【中期目標期間評価の全体像】



【中期目標期間評価のスケジュール案】



3 中期目標期間の評価の実施方法

※ 以下、平成20年度に行う評価の実施方法を記す。(なお、中期目標期間終了後に行う確定作業の具体的な方法については、評価の実施結果等を踏まえつつ、本中期目標期間中のしかるべき時期までに別途定めることとする。)

(1) 法人による実績報告書の作成

国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第12条に基づき法人が作成する中期目標期間の業務の実績に係る報告書の一部に相当するものとして、各法人は平成16年度から19年度までの期間の業務の実績に係る暫定的な報告書を作成することとし、評価委員会はこれに基づいて評価を実施する。

(2) 全体評価

評価委員会は、中期目標の各事項の達成状況を確認するとともに（下記(3)項目別評価を参照）、その結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体について総合的に評価を行う（記述式）。

(3) 項目別評価

① 「教育研究等の質の向上」

ア. 機構が行う評価

機構は、評価委員会からの要請を受け、法人の中期計画の実施状況に加えて、主要な教育研究組織毎の現況について調査・分析を行い、これらの結果を勘案して、法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価を行う。

機構が行う教育研究の状況の評価のために必要な、評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等については、機構が定める国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価実施要項及び実績報告書作成要領による。

学部・研究科等の現況分析の単位（対象組織）については、各法人の中期目標別表に記載されている主要な教育研究組織（学部、研究科、附置研究所）等を原則とし、評価委員会において、予め法人の意向を聞き、これ

を踏まえて法人毎に個別に定める。その際、研究面については、各法人の意向を聞き、上記の教育研究組織の分析に必要な場合に、その他の組織も分析の対象とする。また、大学院と学部／附置研究所の関係、連合大学院等については、分析の単位を工夫する。現況分析の単位についての基本的な方針及び決定方法は、**別添2**のとおりである。

なお、国立大学法人評価は、国公立大学を通じて7年以内毎に行われる認証評価とは異なる趣旨の制度であるが、自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、法人の判断で国立大学法人評価に活用できることとするなど、評価作業の合理化のための工夫をしつつ評価に取り組むこととする。

イ. 評価委員会が行う評価

国立大学法人の「附属病院」及び「附属学校」に関する目標は、「教育研究等の質の向上に関する目標」に位置付けられており、これらの活動は、大学における教育研究と密接に関わるものであるが、機構が評価を行う大学における教育研究とは性格が異なるものであり、病院や学校としての独自の機能・役割を併せ持つものであることから、「教育研究等の質の向上」に係る事項のうち、附属病院・附属学校に係る事項については、評価委員会が評価を行う。

評価委員会は、当該事項について、後述「②ア.」と同様の方法により法人等が行う自己評価を踏まえ、中期計画の実施状況を調査・分析するとともに、機構が行う学部、研究科等の現況分析の結果も参考にしつつ、「附属病院」、「附属学校」の特性に配慮して、中期目標の達成状況に基づき評価を行う。

「附属病院」の教育・研究面、診療面、運営面の評価は、年度評価でも取り上げている全病院共通の標準的・客観的指標を参考としつつ、個々の病院の規模・地域性や大学病院としての特性等も十分に考慮して行う。

「附属学校」の評価は、学校教育や大学・学部との連携（共同研究・教育実習等）の観点から、「附属学校」としての目的を十分に果たしているかどうかについて行う。

ウ. 評価委員会による評定

評価委員会は、機構の評価結果を尊重し、機構が付す各法人の中期目標の達成状況に係る評定（「教育に関する目標」「研究に関する目標」「その他の目標」の3つの大項目毎にそれぞれ5段階）を、評価結果として基本的にそのまま受け入れることとする。但し、評価委員会が行う「イ。」の評価結果や、各年度の年度評価において実施した教育研究等の外形的・客観的な評価結果に基づく確認の結果を踏まえ特に必要な場合には、評価委員会の見解を反映させる。その際、適正な教育研究環境を保持する観点から、**別添3**に示す方法により、定員超過の状況を確認し、必要に応じ、改善すべき点を指摘する。その際、学部、研究科等、各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に、中期計画に記載されている収容定員の超過の状況を確認するとともに、留年者の割合等も必要に応じ勘案した上で、総合的に評価を行う。

② 業務運営・財務内容等の状況

（「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営に関する重要事項（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の4項目）

ア. 法人等による自己評価

各法人は、実績報告書において、平成16～19年度の業務実績について、中期計画の記載事項毎に、以下の4種類により自己評価しその進捗状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。その際、平成20～21年度の中期計画の実施予定についても中期計画の記載事項毎に記載し、年次進行を伴うプロジェクト型の計画等、中期計画の性質に応じ適当な場合にはこれを踏まえて評価を行う。

「中期計画を上回って実施している」(Ⅳ)

「中期計画を十分に実施している」(Ⅲ)

「中期計画を十分には実施していない」(Ⅱ)

「中期計画を実施していない」(Ⅰ)

※ 中期目標期間評価は、中期目標の達成状況を調査・分析して行う

ものであるが、業務運営・財務内容等については、一義的には中期計画の実施状況で判断する。

項目内の各中期計画事項について、項目内における重要性等を勘案してウエイトを付すことができる。

また、4つの項目毎に、別添1の共通の観点に関する取組等を「特記事項」欄に記載する。

なお、中期目標期間の評価と平成19年度の業務実績に係る年度評価は、それぞれ別のものとして行う必要があるが、平成19年度における目標・計画の達成・実施状況を調査・分析するという作業の類似性に鑑み、平成19年度の業務実績に係る報告書と中期目標期間の業務実績に係る暫定的な（平成16～19年度の）報告書の様式を一体のものとする。

<参照：「平成19事業年度及び中期目標期間（平成16～19事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（様式例）」>

イ. 国立大学法人評価委員会による検証

中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているか（中期目標期間中に中期計画を実施できる見込みが立っているか）との観点から、中期計画の記載事項毎に、法人の自己評価の妥当性も含めて総合的に検証する。その際、法人の自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由を示す。

なお、年度評価と同様、財務情報の分析・把握結果を、各法人の中期目標の達成状況を判断する際の客観的裏付けとして活用する。

ウ. 国立大学法人評価委員会による評価

「イ.」の検証を踏まえるとともに、別添1の共通の観点に係る取組状況等も勘案し、4つの項目毎に、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階で評価する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人が自主的に行う次期中期目標・中期計画の検討に資する観点から、分かりやすく指摘する。

なお、業務運営・財務内容等の取組も、法人の行う教育研究等の質の向上という視点に立って推進される必要があるという点に留意して評価を行う。

「中期目標の達成状況が非常に優れている」

(評価委員会が特に認める場合)

「中期目標の達成状況が良好である」

(すべてⅣ又はⅢ)

「中期目標の達成状況がおおむね良好である」

(Ⅳ又はⅢの割合が9割以上)

「中期目標の達成状況が不十分である」

(Ⅳ又はⅢの割合が9割未満)

「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

(評価委員会が特に認める場合)

※ 上記の判断基準はあくまで目安であり、評定は、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断する。

(4) 法人への意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の確定に先立ち、法人に意見申立ての機会を付与する。但し、評価結果の原案のうち、機構が専門的な観点から行う学部・研究科等の現況分析の結果については、機構において、評価結果の確定に先立ち、法人に意見申立ての機会を付与した上で評価結果を確定させていることから、評価委員会としては、現況分析の結果については、原則として、意見申立てを受けても変更しない。

(5) 評価結果の公表

評価委員会は、評価結果を確定した後、その内容を各法人に通知するとともに、社会に対する説明責任を重視し、各法人から提出を受けた実績報告書と合わせて、公表する。

上記の他に法人から提出を受けた根拠資料・データ等のうち、個人情報等公開になじまないものについては、適切な評価作業の遂行に必要な資料の確保に支障が生じないように、原則として公開しない。

4 評価の実施体制

評価委員会各分科会の下に評価チームを設け、評価結果の原案を作成する。
上記評価チームは平成19年度の業務実績に係る評価（年度評価）チームと共通のものとし、書面調査、法人ヒアリング等の作業を並行実施する。

5 評価スケジュール

平成20年

6月30日まで	各法人が実績報告書（平成19年度及び中期目標期間の業務実績報告書）を評価委員会へ提出
7月	評価委員会及び機構において書面調査開始
7～8月頃	評価委員会による法人ヒアリング（業務運営等）
9月頃	平成19年度の業務実績に係る年度評価案に対する意見申立機会の付与
秋頃	平成19年度の業務実績に係る年度評価結果の決定 機構による法人訪問調査（教育研究等）

平成21年

2～3月	機構が行う教育研究の状況の評価案に対する意見申立て機会の付与 機構が行う教育研究の状況の評価結果の確定、評価委員会への提出、法人への通知、公表 評価委員会の評価案に対する意見申立て機会の付与
3～4月頃	評価委員会総会において評価結果を決定、法人への通知、公表

6 その他

評価に当たっては、高度な人材の育成や基礎的な学問分野の継承・発展、地域の教育、文化、産業等の振興等、国立大学等の基本的使命に十分配慮する。また、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意する。

評価は中期目標の達成状況の調査・分析結果を考慮して総合的に行うものであり、各法人の質的向上を促す観点からは、必ずしも目標が達成されなくても、各法人における積極的な取組は適切に評価する。

評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう留意する。

評価の仕組みについては、必要に応じ工夫・改善を行う。

国立大学法人評価における業務運営等の共通事項に関する観点

(1) 業務運営の改善及び効率化

○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

教員の興味関心に基づく自発的学問的研究とそれに基づく教育を自律的に行うという大学及び大学共同利用機関の本質に留意しつつ、法人としての経営戦略を企画立案するマネジメント体制を整備することにより、学長等のリーダーシップの下、法人全体の観点に立った意思決定とその方針に沿った各部局の活動の総合調整を行い、効率的で法人全体を有機的に統合した戦略的な法人経営を行っているかどうかという観点から評価することが必要である。また、このような意思決定過程の構築にあたって、透明性・公正性の観点に留意されているかどうかという視点から評価することも必要である。

(指標例)

- ・ 運営のための企画立案体制の整備状況
- ・ 上記の企画立案部門の活動状況、具体的検討結果、実施状況
- ・ 法令や内部規則に基づいた手続きにしたがって意思決定されているか

○ 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

法人化以前は国の組織として、国の予算会計制度や機構定員制度の制約が課されていたが、法人化により、法人の裁量による柔軟な資源配分が可能となっており、各法人の総合的な戦略や状況に応じた柔軟かつ迅速な物的・人的資源の配分が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 法人の経営戦略に基づく学長・機構長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況
- ・ 上記の資源配分による事業の実施状況（教育研究の専門的な観点からの評価は行わない。）

○ 法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

法人の裁量による柔軟な資源配分が可能となったことに伴い、資源配分が適切かつ効果的に行われたかどうかを事後チェックし、その結果を踏まえて見直しを行う仕組みが求められており、そのような取組が行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 法人内における資源配分に関する中間評価・事後評価の実施状況

- ・ 評価結果を踏まえた資源配分の見直しの状況
- ・ 附属施設の時限の設定状況

○ 業務運営の効率化を図っているか。

法人内のコンセンサスの確保に留意しつつ、教育研究活動の進展や社会のニーズに機動的に対応するため、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行がより一層求められており、業務運営の合理化が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組実績
- ・ 各種会議・全学的委員会等の見直し、簡素化による教職員の負担軽減

○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

法人にとって、教育は基幹的な業務であり、収容定員に示された学生数に対して教育を行っているかどうかは、法人が行うべき業務を十分に行ったかどうかを図る基本的な指標であるため、収容定員の充足率を一定程度以上満たしているかどうか、あるいは、実態を踏まえた収容定員の縮小等の見直しが行われているかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 学士・修士・博士・専門職学位課程ごとに収容定員の90%以上を充足させているか

○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

法人化により、外部委員が半数以上を占める経営協議会が全法人に設置されるとともに、外部人材の理事への登用も必須とされたほか、人事制度の弾力化のメリットを活かした外部人材の登用も可能となっており、これらの外部有識者の活用により運営の活性化が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 外部有識者の活用状況
- ・ 経営協議会の審議状況及び運営への活用状況

○ 監査機能の充実が図られているか。

法人には役員として監事がおかれ、会計監査人による会計監査と相まって、外部の観点を取り入れた運営の自己改善サイクルを確立することが可能となっている。内部監査の組織が適切に整備され監査が実施されると共に監事や会計監査人による監査結果を適切に運営に反映させるなど、監査機能の充実が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 内部監査組織の独立性の担保等、監査体制の整備状況
- ・ 内部監査の実施状況

- ・ 監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況

○ 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。

法人は、質の高い教育研究活動を展開することができるよう、教育研究組織の見直し等のための検討が適切に行われているかという観点から評価を行うことが必要である。

(指標例)

- ・ 教育研究組織の活性化に向けた検討の機会が設けられているか

○ 法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

法人は、主体的に、法人全体として学術研究活動推進のための戦略を確立し、学長等のリーダーシップの下、研究活動を組織的に推進することが求められており、そのような取組が行われているかという観点から評価を行うことが必要である。また、全国共同利用を目的とする附置研究所や研究施設を設置する国立大学法人については、法人として全国共同利用の推進に必要な措置を行っているかという観点から評価を行うことが必要である。

(指標例)

- ・ 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況
- ・ 全国共同利用に必要な学内体制整備や資源配分の状況

(2) 財務内容の改善

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

国費の投入により支えられている法人において、経費の効率的な使用や自己収入の増によって財務内容を改善することは重要な課題であり、経費の節減や自己収入の増加が図られているかどうかという観点から評価を行うことが必要である。

(指標例)

- ・ 経費の節減、自己収入の増加に向けた取組状況
- ・ 財務情報に基づく取組実績の分析

○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十七号）等を踏まえ、人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、中期目標・中期計画の達成に向けた人件費削減の取組が着実に進んでいるかどうかという観点から評価を行うことが必要である。

(指標例)

- ・ 中期計画において設定された人件費削減目標値の達成に向けた人件費削減の取組状況

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○ 情報公開の促進が図られているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、教育研究等の状況について積極的な情報提供が求められており、情報公開の促進が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 情報発信に向けた取組状況

(4) その他の業務運営に関する重要事項

○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。

法人にとって、施設・設備は予算、人員と並んで教育研究を実施していく上で不可欠な資源であり、各法人の活動を支え、活性化させる施設マネジメントや設備の有効利用が行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 施設マネジメント実施体制及び活動状況
- ・ キャンパスマスタープラン等の策定状況
- ・ 施設・設備の有効活用の取組状況
- ・ 施設維持管理の計画的実施状況（施設維持管理計画等の策定状況）
- ・ 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

○ 危機管理への対応策が適切にとられているか。

法人化により、危機管理の責任は各法人が負うこととなり、リスクマネジメントに関する適切な対応体制がとられているかどうかという観点から予防的観点にも着目して評価することが必要である。また、万一、法人の管理責任に係る事項で法人として不適切な事象が生じた際には、評価においても、当該事象に対する事後的な対応も含めて、必要に応じて取り上げる必要がある。

(指標例)

- ・ 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定等を含む全学的・総合的な危機管理の態勢の整備状況
- ・ 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

(5) 各項目共通

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

国立大学法人評価は、各法人の自己点検・評価及び評価委員会の評価結果を以後の運営に活用することによって法人の質的向上に資するものであるため、評価結果の活用が適切に行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 評価結果の法人内での共有や活用のための方策
 - ・ 具体的指摘事項に関する対応状況
 - ・ 年度評価での自己評価又は評価委員会の評価で「年度計画を十分には実施していない」とした事項に係る取組の改善状況
- なお、本観点については、具体的指摘事項に該当する項目のほか、「自己点検・評価及び情報提供」の項目にも関係する。

大学評価・学位授与機構が行う教育研究評価における現況分析の単位について

I. 基本的な考え方

1. 国立大学法人については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てるとともに、次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする観点から、現況分析の対象は、原則として、中期目標別表に記載された教育研究組織（学部、研究科、附置研究所）及び全国共同利用機能を有する研究施設とする。
2. なお、大学院と学部の関係、大学院と附置研究所の関係、連合大学院等については、以下の原則により分析単位を工夫する。
 - (1) 研究面については、各法人の意向を聞き、学部、研究科、附置研究所及び全国共同利用機能を有する研究施設の分析に必要な場合に、上記以外の教育研究組織も分析の対象とする。
 - ・ 中期目標別表に記載されない教育研究組織に所属して研究活動を行う教員がいる場合などが想定される。
 - (2) 学部と学部を基礎とする一般研究科は、研究面については、教員の実質的な重複を踏まえ、それらを一つの単位として一体的に分析する。【例1】
 - ・ 研究活動は、課程を区切って行われるものではないため、学部と研究科を一体的に分析する。
 - (3) 連合大学院は、大学院を一つの単位として分析し、分析結果を基幹校、参加校それぞれの中期目標の達成状況の評価において勘案する。【例2】
 - (4) 附置研究所やその他の教育研究組織を基礎とする独立研究科は、研究科を一つの単位として分析する。なお、研究面については、当該独立研究科の業績に基礎となる組織における業績について、当該独立研究科の業績と明確に区分できない場合は、両組織の業績として分析できることとする。【例3】
 - (5) 学校教育法第53条但書及び第66条但書により、学部、研究科に代わる教育研究上の組織を置く場合の教育面・研究面の分析は、原則として、学部、研究科と同様に扱う。
 - ・ 福島大学・筑波大学の学群・学系、各大学の教育部・研究部がこれに該当。
 - (6) 教養教育を行う全学的な教育組織は、分析の対象とせず、教養教育の実施状況については、関係する中期計画の実施状況について分析を行うほか、学部の教育面の分析の中で扱う。

3. 大学共同利用機関法人については、原則として、法人が設置する大学共同利用機関（国立大学法人法施行規則第1条）及び中期目標に記載された教育研究上の基本組織とする。
4. 大学共同利用機関と大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設における共同利用・共同研究による業績については、当該組織と共同利用研究者が所属する組織の双方の業績として分析できることとする。
5. なお、中期目標期間の途中に統合・改組を行った場合、法人化後4年経過時における実績について分析を行う趣旨から、4年度目終了時（平成19年度末時点）の組織を分析の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、当該組織の研究業績や改組前からの質の向上度を分析の対象とする。

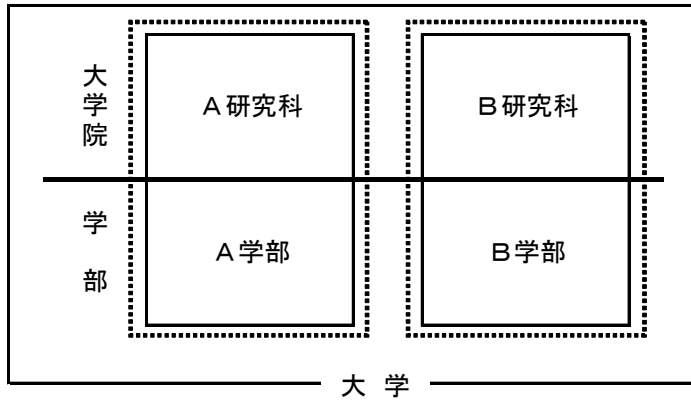
Ⅱ. 分析単位の決定プロセス

1. 国立大学法人評価委員会は、各法人の分析単位について、予め当該法人の意向を聞き、これを踏まえて法人ごとに個別に定める。
 - ・ 各法人が、上記の基本的な考え方に基づいて、分析単位の意向を国立大学法人評価委員会に提出することとする。
2. 国立大学法人評価委員会は、平成19年4月を目処に法人ごとの分析単位を確定し、大学評価・学位授与機構に示すこととする。

大学評価・学位授与機構が行う教育研究評価における
研究面の現況分析の単位

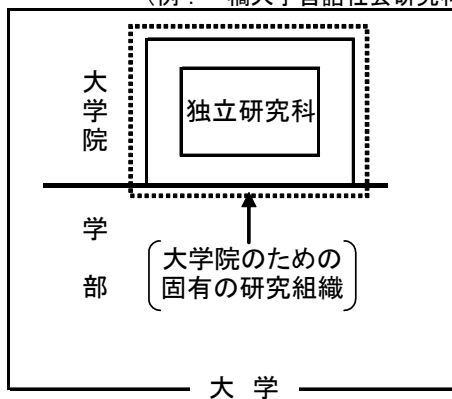
【例 1】

- 学部と学部を基礎とする一般研究科の場合



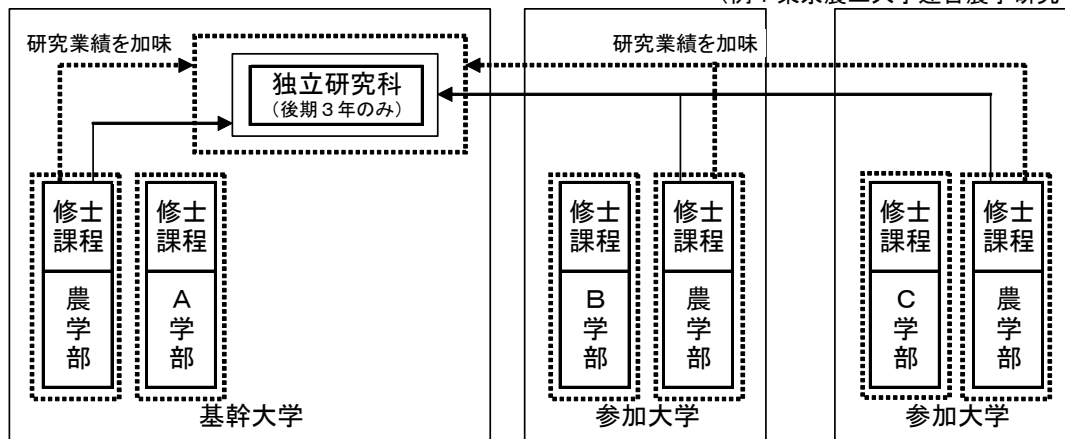
- 独立研究科の場合

(例：一橋大学言語社会研究科)



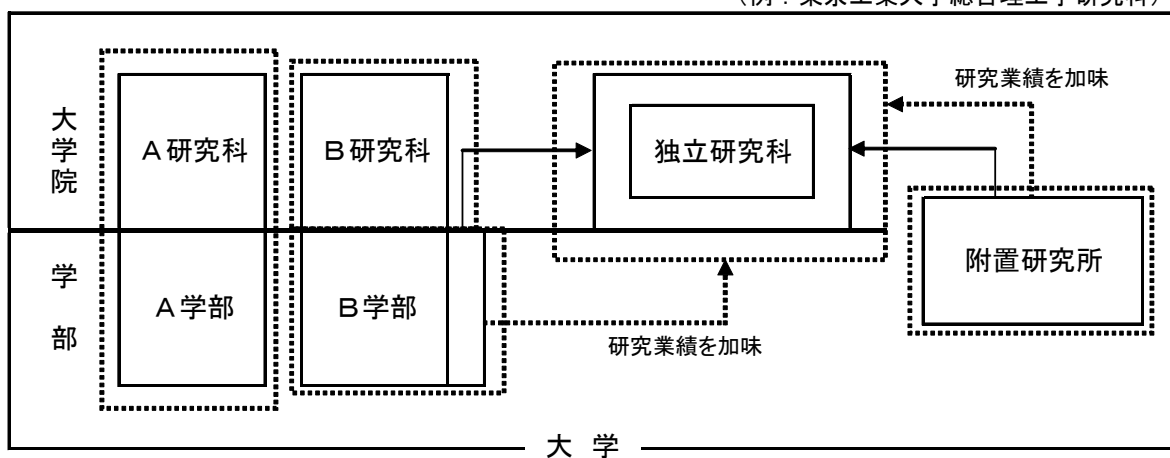
【例 2】 主として複数の大学の学部または修士課程を基礎とする場合

(例：東京農工大学連合農学研究科)



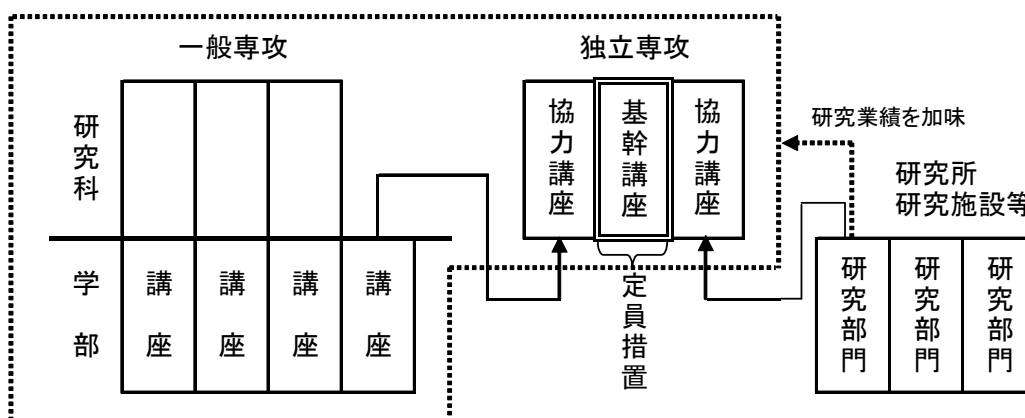
【例3】主として大学の附置研究所その他の教育研究施設を基礎とする場合

(例：東京工業大学総合理工学研究科)

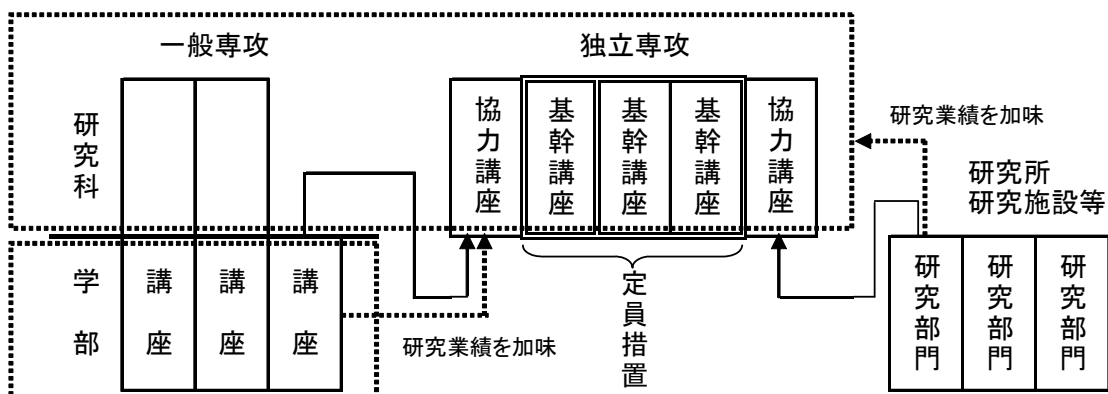


【例4】研究科内に独立専攻がある場合

① 独立専攻のウェイトが小さい場合



② 独立専攻のウェイトが大きい場合



※ 実線は組織を構成する

中期目標期間の業務実績評価における定員超過の状況の確認・指摘方法について

1. 定員超過率の算定方法

(1) 確認単位

平成19年4月現在の中期目標別表に記載されている学部・研究科等を単位とする。

(2) 基準時

平成16年度から平成19年度までの各年度の5月1日現在の状況とする。

(3) 定員超過率

収容定員に対する在学者の割合を定員超過率とする。その際、以下の点に留意する。

① 外国人留学生のうち、国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生については、在学者数から控除する。

② 休学者については、在学者数から控除する。

③ 留年者及び在学者のうち標準修業年限内に学位を取得できなかった者については、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者は在学者数から控除する。

※ 実績報告書において、各年度における学部、研究科等毎の上記

①～③の数及びそれらを控除した定員超過率を記載する。

2. 定員超過の状況の確認・指摘

(1) 平成19年度における定員超過率が130%の目安を上回っている学部、研究科等がある場合には、平成16年度からの推移及び超過が生じた理由等を確認の上、必要に応じて、入学定員の見直しを含め定員超過の改善に努めることを指摘する。

(2) 特に、平成16年度から平成19年度までの期間を通じて一貫して定員超過率が130%の目安を上回っており、定員超過の解消に向けた取組が不十分であると認められる学部、研究科等がある場合には、入学定員の見直しを含め定員超過の改善を求める。

(3) 定員超過の状況を確認するため、各年度において、超過率が130%の目安を上回っている学部、研究科等について、その理由を実績報告書に記載することとする。

(4) 定員超過の状況についての指摘は、「教育研究等の質の向上」の項目において、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う教育研究の状況の評価結果に、付記することとする。